

網干ボートパーク 申 込 案 内

1) 申請資格

申請者は、艇を所有している方であり、「船舶検査証書」及び「海技免除（小型船舶操縦士免許）」を取得していること。

暴力団員、その親交者、暴力行為の常習者又はそのおそれのある方でないこと。

関係法令及び小型船舶係留施設管理運営要綱を遵守できること。

<施設概要>

施設名	位置	収容能力(隻)	浮棧橋(基)	係留可能船舶の最大諸元		
				長さ	幅	吃水
姫路港網干沖 小型船舶係留施設	姫路市網干区 網干浜先地	573	19	約10.0m	約2.6m	約-1.0m

※最大数値を超えるような船舶（約、幅3m）は別途ご相談ください。

※最大諸元の数値は船舶の実長であり、船舶検査証書の登録の長さとは異なります。事前にご確認下さい

2) 申込・申請についての注意事項

○ 申込及び申請は、艇の所有者又は購入予定者本人でお願いいたします。

○ 申込及び申請は、所定の用紙に記入のうえ提出してください。なお、いったん提出された書類はお返しいたしませんのでご了承ください。

○ 申込及び申請に際し、虚偽の記載をすること等その他不正行為があった場合は、その申込及び申請は無効とします。

○ 同一艇の複数の申込は認められません。

○ 艇の所有者及び申込書に記載した艇の申込後の変更は認められません。

3) 申請に必要な書類

申請時にご用意いただく書類は次のとおりです。郵送・ご来店にてご提出ください。

小型船舶係留施設使用許可申請書	必要事項をご記入、押印のもの
誓約書	署名、押印済みのもの 1部
船舶検査証	有効期限内の写し1部
登録事項通知書又は証明書	写し1部（新規登録制度により日本小型船舶検査機構より船舶検査証とともに交付された登録書）
住民票	1部（法人にあたっては、商業登録簿の謄本1部、共同所有者の場合は代表者のもの）
写真（2枚）	船舶の全景 1枚、船舶検査済票の番号がわかるもの 1枚
集金代行依頼書	必要事項をご記入・押印（銀行印）のもの

お問合せ先（本部）

株式会社ヤマハ藤田 オークマリーナ

〒671-1321 兵庫県たつの市御津町苅屋 1131-1

TEL 079-322-8800 FAX 079-322-8080

〈 定休日 : 火曜日・特定日 〉

申込書類送付先（事務処理センター）

株式会社 ヤマハ藤田

〒670-0012 兵庫県姫路市本町155

TEL 079-289-0011 FAX 079-289-2266

〈 定休日 : 日曜・祝日 〉

4) 施設の利用料金

利用料金は次のようになります。

区 分	利用料金（1ヶ月）	利用料金（1年）
艇長 6m 未満	7,300 円	87,600 円
艇長 6m 以上 7.5m未満	7,500 円	90,000 円
艇長 7.5m 以上	艇長が 1m（端数切り上げ）を 超える毎に 150 円を加算した額	12 倍した額

※ 利用料金は、使用許可書に利用条件とともに、金額を記載しております。

※ 使用期間は年度単位（4月1日から翌年3月31日まで）の1年間となります。

年度途中における新規申請の場合は、その年の年度末の3月31日が使用期間の終了期日となります。また継続して使用される場合は、継続申請が必要となります。

5) 使用許可の取り消しについて

次の場合は、許可が取り消しの対象となります。

※申請書類に不備または虚偽の記載があった場合。

※別に定めた「小型船舶係留施設管理運営要綱」に従わないとき。

※利用料の納付をしない場合。

6) 利用料金のお支払方法

◇初回のお申込み

銀行振込：ご利用開始迄【指定期日】までに下記までお振込下さい。

直接、当社までお持ち下さっても結構です。

振込先（銀行名）三井住友銀行 姫路支店 普通 9239367

（名義人） 株式会社 ヤマハ藤田

振込手数料は、申込者負担となります。

金額は、後日お送りします使用許可書に明示しております。

◇翌年度からは、料金のお支払は、銀行自動振替になります。

自動振替：同封の集金代行依頼書に必要事項をご記入・押印（銀行印）の上、許可申請時に一緒にご返送ください。

金額は、後日お送りします使用許可書に明示しております。

ご指定のお口座から引き落とされます。

小型船舶係留施設使用許可申請書(新規・継続)

平成 年 月 日

姫路港網干沖ポートパーク
指定管理者 株式会社 ヤマハ藤田 様

申請者住所 〒

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、共同所有にあつては代表者の所在地)

(ふりがな)

氏 名

印

電 話 自宅 () 番

携帯・緊急連絡先 () 番

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名、共同所有にあつては代表者の氏名)

使用 の 場所	姫路港網干沖小型船舶係留施設 施設番号 ー 番
船 種	汽 船 ・ 帆 船
所 有 形 態	個人所有 ・ 法人所有 ・ 共同所有 ・ その他 ()
船 名	
船舶 の 諸元	船舶の長さ _____ m ・ 船舶の幅 _____ m ・ 船舶の深さ _____ m (登録事項通知書又は証明書に記載されている数字をご記入下さい)
船 舶 番 号	第 ー 号
操縦免許の種類及び番号	_____ 級 小型船舶操縦士 第 _____ 号
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (月)
使 用 料 金	船舶の長さにより決定
E-mail アドレス	
摘 要	

添付書類

1. 誓 約 書 署名、捺印済みのもの 1部
2. 船舶検査証 有効期限内の写し 1部
3. 登録事項通知書又は証明書 写し 1部 (新規登録制度により日本小型船舶検査機構より交付された登録書)
4. 住 民 票 1部 (法人にあつては、商業登録簿の謄本 1部、共同所有者の場合は代表者のもの)
5. 写 真 (2枚) 船舶の全景 1枚、船舶検査済票の番号がわかるもの 1枚
6. 集金代行依頼書 必要事項を記入・押印 (銀行印) のもの (銀行振替・現金持参の場合は不要)

※登録事項通知書は船舶検査証と一緒に袋に入っています。

誓約書

姫路港網干沖ボートパーク

指定管理者 株式会社 ヤマハ藤田 殿

小型船舶係留施設（ボートパーク）の使用許可を受けた際には、関係法令及び小型船舶係留施設の使用に関する一般条件及び次の事項を遵守することを誓約します。

1. 許可を受けた船舶の係留に伴って、当該船舶が損傷したとき、若しくは、第三者に損害を及ぼしたときは、指定管理者に何ら請求しません。
2. 小型船舶係留施設及び係留設備等は常に良好な状態で使用し、自らの過失により施設に損傷が生じた場合は、直ちに指定管理者に連絡するとともに、自らの費用で指示どおり復旧します。

平成 年 月 日

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、共同所有にあっては代表者の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の指名、共同所有にあっては代表者の氏名)

小型船舶係留施設の使用する一般条件

第1節 目的

第1条（本条件の趣旨） 利用者および指定管理者は、以下の各号記載の指針に従って、本条件を解釈するものとする。

- 1) シーマンシップの涵養。
- 2) 網干沖ボートパーク（以下「ボートパーク」という。）の安全と秩序の確保。
- 3) ボートパーク施設内の環境保持。
- 4) ボートパークの健全な活性化。
- 5) ボートパークの地域社会への貢献。

第2節 用語の定義

第2条（用語の定義） この条件において使用される用語の定義は、小型船舶係留施設（以下単に「係留施設」といいます。）の使用許可（以下単に「許可」といいます。）において用いられる用語の定義と同一とします。

第3節 許可艇の保守・管理・使用責任等

第3条（許可艇の保守・管理等） 被許可者は、自らの責任にて使用許可の対象とされた艇（以下「許可艇」といいます。）の保守・管理を行うものとしします。

- 2項 この許可は、いかなる場合にも、被許可者から指定管理者への許可艇の保守・管理を委託したものと解されるものではありません。
- 3項 指定管理者の巡回等により、許可艇の舳り不良や係留位置の不良によって、他の許可艇や係留施設に損害を及ぼす可能性があるとして、指定管理者が判断した場合で、被許可者に事前に連絡が着かないとき又は緊急を要するときは、被許可者の了解を得る事無く、許可艇に乗船し不良箇所の修正および艇の移動を行なう事があります。

第4条（許可艇の使用） 被許可者は、許可艇の使用者が許可艇の使用により生じさせた事故の責任を、当該使用者と連帯して負担しなければならない。

第5条（船長、許可艇の避難等） 許可艇の船長は、許可艇の出港に際し、最新の気象状況および海象状況を把握し、出港の可否を自己の責任で決定しなければなりません。

- 2項 台風、高潮等の異常気象、津波等の自然災害等により許可艇および係留施設の安全を確保できないと予想される場合は、被許可者は、許可艇の安全な場所への移動を行わなければなりません。

第4節 地位譲渡・義務承継・貸与等の禁止

第6条（地位譲渡・義務承継・貸与等の禁止） 被許可者は、有償・無償を問わず、第三者に対し、この許可にもとづく地位の全部または一部を譲渡し、貸与し、または担保に供してはならないものとします。

- 2項 被許可者は、有償・無償を問わず、指定管理者の所定の書面による承諾を得ることなく、この許可にもとづく負担する義務の全部または一部を、第三者に承継させてはならないものとします。

第5節 共有代表者・法人代表者の申請等

第7条（共有代表者の権利権限・義務） 共有代表者は、指定管理者に対し、以下の義務を負うものとしします。

- 1) 指定管理者への利用料金等の支払・指定管理者からの通知の受領・指定管理者への各種申請等この許可上の義務を履行する責任は、共有代表者と共に、その他の共有者も同様に負います。
- 2) 指定管理者は、共有所有者に対する利用料金等の支払いを、原則として共有代表者に対して請求します。
- 3) 共有代表者は、全項の請求を受けたときは、当該利用料金等の支払い期限までに、その全額を支払わなければなりません。ただし、支払い期限までに指定管理者に対し、支払い請求額の全額が支払われないときは、指定管理者は他の共有所有者に対し、当該利用料金等の未払い残額全額の支払いを請求できるものとし、共有所有者各自は、相互におよび共有代表者と連携して、支払い請求を受けた日から起算して7日以内に、請求の全額を支払わなければなりません。
- 4) 共有所有者の代表者に変更があった場合には、指定管理者に変更の届出をしなければなりません。

第8条（発信主義） 指定管理者から共有代表者およびその他の共有所有者に対する利用料金等の請求、通知、意思表示その他の連絡（以下「通知等」という。）は、指定管理者に届出た共有代表者の住所に宛てて郵便に付し、また電話番号に電話をかけた時に、共有代表者及びその他の共有所有者の全ての者に対してその効力を生じます。

第9条（法人代表者の権限・責務） 法人代表者は、法人および指定管理者に対し、以下の責務を負うものとしします。

- 1) 法人の指定管理者への利用料金等の支払、指定管理者から法人に対する通知の受領、指定管理者に対する各種の申請その他の法人が負うこの許可上の義務を履行する手続きを行うこと。

第6節 係留施設の利用およびその制限

第10条（営業行為の禁止） 被許可者は、指定管理者の事前の所定の書面による許可なくして、係留施設内において、いっさいの営業行為およびこれに準ずる行為をしてはならないものとします。

第11条（改造禁止、損害賠償） 何人といえども、棧橋その他の係留施設の施設を改造することは、禁止します。

- 2項 棧橋その他の係留施設の施設を改造または損壊したときは、指定管理者は改造または損壊した者に対し、原状回復を請求し、なお損害あるときは、その賠償を請求するものとしします。

- 3項 前項の改造または損壊した者が、被許可者の同行者もしくは関係者であるときは、被許可者は、それらの者と連帯して、損害賠償の責を負う。

第12条（許可艇の住居等使用の禁止） 被許可者は、許可艇を主たる住居、事務所または店舗として使用することはできません。

第13条（その他の禁止行為） 被許可者およびその同伴者は、係留施設利用に際し、以下の行為を行ってはなりません。

- 1) 棧橋上にパーソナルウォータークラフト、セールロッカー、アイスボックス、給電器具、ホースコイルその他の物を設置または放置すること。
 - 2) 棧橋内に指定車両以外の車両を乗り入れること。
 - 3) 指定された使用場所内に、浮き船台、テンドー、代替艇その他の許可艇以外のものを艇置すること。
 - 4) 許可艇を所定の使用場所以外の区画に長時間艇置すること。
 - 5) 発電機、外部スピーカーの使用、パーティの開催等により騒音を発生させること。
 - 6) 係留施設内において、花火、たき火等裸火の点火を行うこと。
 - 7) 係留施設内において、船内トイレ（ホールディングタンク付きを除く）の使用等、係留施設内を汚染すること。
 - 8) 係留施設内において、釣、ダイビング、遊泳等他の船舶の航行を阻害する行為を行うこと。
 - 9) 係留施設内に、ゴミを投棄または放置すること。
 - 10) 許可艇の係留に際し、指定管理者の事前の許可なくアンカーを使用すること。
 - 11) 許可艇の係留に際し、チェーンその他のロープ以外のものを使用すること。
 - 12) 前各号のほか、指定管理者および他の係留施設利用者に迷惑となる行為を行うこと。
- 第14条（債務不履行による利用制限） 被許可者が指定管理者に対し負担する利用料支払債務、損害賠償支払債務その他の債務を負担している場合において、支払その他の義務の不履行となったときは、その時点からその不履行がなくなったことを確認する時点まで、指定管理者は、指定管理者の定める範囲において、被許可者の係留施設の利用を制限することができます。
- 2項 前項による係留施設の利用制限に対し、被許可者は、指定管理者に対し異議申立てをなし、損害賠償の請求をすることはできません。
- 第15条（行事開催時等の利用制限） 指定管理者は、係留施設内において指定管理者が主催または後援する行事等を実施するに当たり、被許可者に対し、指定管理者の定める範囲で、係留施設の利用を制限することができます。
- 2項 指定管理者は、係留施設の保守・管理、工事等を実施するに際し、被許可者に対し、許可艇の出入航に支障をおよぼさない範囲で、係留施設の利用を制限することができます。
- 第16条（緊急時の利用制限） 法令にもとづく行政機関等による係留施設の利用、指定管理者の応急措置の業務への従事、指定管理者の地震防災応急対策に係る措置への協力その他の事由により、被許可者が係留施設の全部または一部を使用することができないときといえども、指定管理者は、被許可者に対し、責任を負わないものとします。
- 2項 前項の場合において、被許可者は、指定管理者がその判断において許可艇を移動させることを了承するものとします。

第7節 損害負担・紛争処理

- 第17条（許可艇等の損害負担） 被許可者の責に帰すべき事由による場合はもちろんのこと、台風、地震、津波等の天災地変、第三者の行為、不可抗力その他の指定管理者の責に帰することができない事由によって、許可艇が滅失、毀損し、または盗難等の損害を被ったときその他の被許可者もしくは許可艇の同乗者の生命、身体、財産等に損害が発生したときといえども、指定管理者は、被許可者および第三者に対し、何ら責任を負わないものとします。
- 2項 前項の場合において、滅失またはその全部もしくは一部が修理不能となった許可艇が他の許可艇の係留施設内の航行等に支障を生じたときは、指定管理者は、被許可者に対し、許可艇の搬出を指示することができるものとします。
- 3項 指定管理者が前項の指示を行ったにもかかわらず、被許可者が搬出を行わないときは、指定管理者は、その許可艇を売却または廃棄することができ、かつ、その費用を被許可者に対し請求することができるものとし、被許可者は、これに対し一切異議を申立て、損害補償等の請求をすることはできないものとします。
- 第18条（紛争処理） 許可艇の船長その他の乗船者の行為または許可艇の航行等により漁民その他の第三者との間に紛争および海上事故等が発生したときは、被許可者は被許可者自身の責任と自己の費用負担においてこれを処理・解決するものとし、指定管理者は何ら責任を負わないものとします。
- 2項 前項の場合において、すべての共有者は、相互に連帯して責任を負い、処理・解決するものとします。
- 3項 第1項の場合において、指定管理者が紛争および海上事故等の処理・解決を行ったときは、それに要した費用は、すべて被許可者の負担とします。

第8節 使用許可の取り消し

- 第19条（使用許可の取り消し） 被許可者が次の各号の一つでも該当するときは、指定管理者は、被許可者の使用許可を取り消すことができるものとします。
- 1) この小型船舶係留施設の使用に関する一般条件の規定に違反したとき。
 - 2) この許可に際し、指定管理者に対し申請した書類に虚偽の記載が認められたとき。
 - 3) 被許可者がこの許可による地位を第三者に譲渡し、担保に供し、使用場所を第三者に貸与しその他の使用場所を第三者に使用させる行為をしたとき。
 - 4) 暴力団もしくはこれに類する非合法な団体の構成員もしくは準構成員であったとき。
 - 5) 暴力団またはこれに類する非合法な団体の構成員または準構成員を許可艇に乗船させ、または許可艇もしくは係留施設を利用させたとき。
 - 6) この許可の日の翌日から起算して3か月以内に許可艇を係留施設に搬入しないとき。ただし、指定管理者の許可を得たときは、この限りではない。
 - 7) 係留施設内において犯罪行為もしくは法令違反行為を被許可者または被許可者が許可艇を使用させた者が行い、もしくは行おうとしたとき。
 - 8) 前各号のほか、他人に迷惑となる行為をする等、施設内の秩序を乱したとき。
 - 9) 支払期限を経過しても、利用料金を支払わないとき。
 - 10) 支払期限を経過しても、被許可者が指定管理者に対し負担する損害賠償債務等の債務の弁済をしないとき。
- 第20条（使用許可取り消しの効果） 上記事項によって、使用許可が取り消されたときは、利用者は終了日までに当該無許可艇をボートパークから搬出しなければならないものとする。
- 2項 前項の場合において、利用者が期間内に当該無許可艇をボートパークから搬出しないときは、指定管理者は管理運営上必要と判断した場合、利用者の費用負担において当該無許可艇に乗船し不良箇所の修正や施設内の移動等管理に必要な最小限の保全措置を講ずることができる。
- 3項 利用者が許可取り消し後なお当該無許可艇を搬出しない場合は、利用者は許可取り消しの日の翌日以降実際に搬出するまでの間に、指定管理者に対して前項を含んだ使用料相当額の金額を支払うものとする。
- 4項 前項の使用料相当額の金額は、別途定めるものとする。
- 5項 使用許可が取り消された場合において、利用料金支払い債務その他利用者の指定管理者に対する債務がある場合には、使用者は直ちにそれらの債務を支払うものとする。また、指定管理者の催告にも関わらず、使用者がそれらの債務を支払わない場合には、指定管理者は当該艇を売却し、その代金をそれらの債務の弁済に充当する事ができるものとする。

第9節 個人情報

第21条（個人情報の取扱い） 本条において「個人情報」とは、次の各号に掲げる個人（以下「被許可者」とします。）に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号等の情報その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

2項 被許可者は、指定管理者による個人情報の収集、保有、利用（以下「個人情報の収集等」とします。）に関して、次の各項に掲げる事項に同意するものとします。

1) 指定管理者が指定管理業務のため、次の①および②の個人情報を収集し、かつ、利用すること。

① 所定の申請書に記載された個人情報。

② 所定の変更届等により被許可者から開示される個人情報。

2) 指定管理者が被許可者の継続申請に際し収集した個人情報が事実であることを確認すること。

3) 許可艇等に関する情報が事実であることを確認すること。

3項 被許可者は、指定管理者が被許可者から収集した個人情報を指定管理者が次の各号に規定する目的で利用することに同意するものとします。

1) 指定管理者の業務運営に際しての連絡。

2) 指定管理者が発行する会報等の送付。

3) 安全講習会、エンジン点検キャンペーン、イベント等のマリンに関する各種情報の案内

4) 安全講習会、エンジン点検キャンペーン、イベント等に関する感想、意見、統計資料等の収集のための依頼。

4項 被許可者は、指定管理者に対し、前二項及び次項の目的での個人情報の利用の中止を請求することができるものとします。

5項 被許可者は、指定管理者が次の各号に規定する業務を事業者に委託する場合にその事業者に対し個人情報を開示することおよびその業務遂行のため個人情報の収集等を委託することに同意するものとします。ただし、その事業者が行なう個人情報の収集等は指定管理者が行なう個人情報の収集等とみなされるものとします。

1) 指定管理者の運営業務およびそれに付帯・関連する業務。

2) 本条第2項各号に掲げる業務。

3) 本条第3項各号に掲げる業務。

6項 被許可者は、指定管理者が裁判所、検察庁、警察署、税務署等の国または地方公共団体の機関から法令により個人情報の開示を要請された場合において、法令による開示義務のあるときまたはやむを得ないときは、その機関に個人情報を開示することに同意するものとします。

7項 被許可者は、指定管理者に対し、指定管理者の定める手続きによりその被許可者に関する個人情報の開示を請求することができるものとし、かつ、その開示によりその個人情報の誤りが明らかになったときは、その個人情報の訂正または削除を請求することができるものとします。

改訂（平成23年7月作成）